

平成13年7月4日

地方社会保険事務局長

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿

都道府県老人訪問看護主管部(局)

老人訪問看護主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長



「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料に係る医療費  
控除の適用について(通知)」の一部改正について

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについては、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について(平成12年6月8日保険発第120号・老健第109号)」により定められているところであるが、今般、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(昭和63年1月6日付総第1号・健医老老第1号・社更第2号・社老第1号・保険発第3号厚生省健康政策局総務課長・保健医療局老人保健部老人保健課長・社会局更正課長・社会局老人福祉課長・保険局企画課長連名通知)」が廃止され、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(平成13年7月4日医総発第14号・障企発第32号・老総発第7号)」が定められた。

これに伴い、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について(平成12年6月8日保険発第120号・老健第109号)」の一部を下記のように改正することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2中「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(昭和63年1月6日総第1号健康政策局総務課長ほか4課長連名通知)」を「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(平成13年7月4日医総発第14号医政局総務課長ほか3課長連名通知)」に改める。

(参考)

- 「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について（通知）」の一部改正

(修正箇所)

2 おむつに係る費用の医療費控除

おむつを使用している指定訪問看護等の利用者であって、~~「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（昭和63年1月6日総第1号健康政策局総務課長ほか4課長連名通知）~~ 「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて（平成13年7月4日医総発第14号医政局総務課長ほか3課長連名通知）」に基づく「おむつ使用証明書」の交付を受けたもの又はその家族については、当該おむつに係る費用が医療費控除の対象となること。

この場合、利用料の領収証には、おむつに係る費用であることのわかる名称及びその金額を他と区別して記載することが必要であること。なお、確定申告の際には、この領収証に「おむつ使用証明書」を添付して、所轄の税務署に提出することが必要であるので、この点について、利用者及びその家族に対し、周知徹底を図ること。



医総発第14号  
障企発第32号  
老総発第7号  
平成13年7月4日

各 (都道府県指定都市) (衛生民生) 主管(部)局長 殿

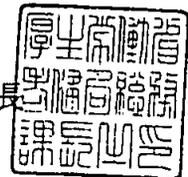
厚生労働省医政局総務課



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局総務課長



おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(昭和62年12月18日健政発第659号・健医発第1376号・社老第128号・保文発第851号国税庁長官あて厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会)及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(昭和62年12月24日直所3-11厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長あて国税庁次長回答)により取り扱われていたところである。

これによると、医療費控除の対象となるおむつ代は、上記照会の別紙「おむつ使用証明書」の発行日以降のものに限られることから、従前の取扱いにおいては治療開始日以降で証明書発行日以前のものについては対象外とされていた。

今般、この取扱いについて「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平

成13年6月29日医政発第297号・障発第276号・老発第252号・保発第151号国税庁課税部長あて厚生労働省医政局長・社会・援護局障害保健福祉部長・老健局長・保険局長連名照会) (別添1) 及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平成13年7月3日課個2-14厚生労働省医政局長・社会・援護局障害保健福祉部長・老健局長・保険局長あて国税庁課税部長回答) (別添2) により下記のとおり改正されたので、貴管下関係機関等に対して御周知願いたい。

なお、(社)日本医師会、(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会及び(社)日本精神病院協会については、別途同趣旨の通知を行っているので、念のため申し添える。

おって、昭和63年1月6日付け総第1号・健医老老第1号・社更第2号・社老第1号・保険発第3号厚生省健康政策局総務課長・保健医療局老人保健部老人保健課長・社会局更正課長・社会局老人福祉課長・保険局企画課長連名通知「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」は廃止する。

## 記

### 1 おむつ使用証明書の改正

「必要期間」欄を中心に改正。

改正前のおむつ使用証明書は「別紙1」、改正後のおむつ使用証明書は「別紙2」のとおり(改正部分は別紙2の二重下線部。)

### 2 平成13年分の医療費控除に係る経過措置

(1) 平成13年分の医療費控除に限って、改正前の証明書の使用を認める。

(2) 改正前の証明書を使用する場合、以下のいずれの方法による証明も認める。

① 従前どおりの証明

② 「必要期間」欄に現に必要となった期間の始期及び終期の年月日を明示した上での証明



医政発第297号  
障 発第276号  
老 発第252号  
保 発第151号  
平成13年6月29日

国 税 庁 課 税 部 長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚 生 労 働 省 老 健 局 長

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」  
（昭和62年12月18日健政発第659号・健医発第1376号・社  
老第128号・保文発第851号国税庁長官あて厚生省健康政策局長・  
保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会）及び「おむつに係る費用  
の医療費控除の取扱いについて」（昭和62年12月24日直所3-

1 1 厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長あて国税庁次長回答)により取り扱われているところである。

これによると、医療費控除の対象となるおむつ代は、上記照会の別紙「おむつ使用証明書」(別添1)の発行日以降のものに限られることから、現行の取扱いにおいては治療開始日以降で証明書発行日以前のものについては対象外とされている。

しかしながら、証明書発行日以前のものであっても、医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められれば、証明書発行日以降と同様に医療費控除の対象としてもよいものと解されるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

なお、平成13年1月1日以降、おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて、同証明書を別添2のとおり変更(変更部分は二重下線部)すること及び平成13年分の医療費控除に限って従前の証明書によることを認め、これについて従前どおりの証明又は改正後の証明書と同様の取扱いが可能となるよう「必要期間」欄に現に必要となった期間の始期及び終期の年月日を明示した上での証明いずれの方法も認めることについて、貴庁の見解を併せて伺います。

おむつ使用証明書			
患者	住所		
	氏名		
	生年月日		
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。		
治療状況	入院(所)中	在宅で治療中	
必要期間	発行日から	6か月未満	6か月以上1年未満 1年以上
<p>上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">医療機関名</p> <p style="margin-left: 100px;">_____</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">_____</p> <p style="margin-left: 40px;">医師氏名</p> <p style="margin-left: 100px;">_____ ㊟</p> <p>(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。</p> <p>(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。</p>			

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

おむつ使用証明書

患者	住所			
	氏名	殿	性別	男・女
	生年月日	_____年__月__日生		
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中		在宅で治療中	
必要期間	始期	(イ) _____年__月__日から 又は (ロ) _____年1月1日から		
	終期	(イ) _____年__月まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)		

上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

医療機関名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。

(注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(ロ)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。



厚生労働省

医 政 局 長

社会・援護局障害保健福祉部長

老 健 局 長

保 険 局 長

殿

国 税 庁 課 税 部 長

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて（平成13年6月29日付医政発  
第297号、障発第276号、老発第252号及び保発第151号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

## おむつ使用証明書

患者	住所			
	氏名			
	生年月日			
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中		在宅で治療中	
必要期間	発行日から	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上

上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。

昭和 年 月 日

医療機関名

\_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_

医師氏名

\_\_\_\_\_ 印

(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。

(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

おむつ使用証明書				
患者	住所			
	氏名	殿	性別	男・女
	生年月日	年 月 日生		
傷病名	によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中		在宅で治療中	
必要期間	始期	(イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年1月1日から		
	終期	(イ) 年 月まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)		
<p>上記の者は、頭書の傷病により、<u>必要期間中の治療に際し</u>、おむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p><u>所在地</u> _____</p> <p>医師氏名 _____ 印</p> <p>(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。</p> <p>(注) 2 「<u>必要期間</u>」とは、<u>当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(ロ)を○で囲むこと。</u>なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、<u>改めて証明書を発行すること。</u></p>				

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

